平成２２年（フ）第４４１号
広島市東区馬木１丁目635番地１
債務者　信川　昭代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４４号
広島市西区田方３丁目909番地１　1502号
債務者　長谷　明子（旧姓飯國）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
愛媛県松山市居相２丁目４番23号　渡部マンション107号
債務者　福原　耕也
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
愛媛県松山市居相２丁目４番23号　渡部マンション107号
債務者　福原小百合
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
愛媛県松山市道後喜多町１番20号　メゾンパルサー103号
債務者　鳥井誠二郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
愛媛県東温市横河原351番地11
債務者　近藤　敏夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
愛媛県松山市久万ノ台537番地69
債務者　岡田　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番27号
債務者　松本知津子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
愛媛県松山市土居田町521―４、住民票上の住所愛媛県松山市一番町１丁目５番地14　八束ビル307号
債務者　重見　行央
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１２号
福岡県春日市須玖南６丁目36番地
債務者　愛甲　安彦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１３号
福岡県春日市須玖南６丁目36番地
債務者　愛甲　美貴
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４９号
福岡市東区多の津５丁目12番９―703号
債務者　高倉　隆二
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４０３号
福岡市東区下原４丁目12番20―402号
債務者　貞包　隆弘
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８号
福岡市南区横手３丁目27番10号
債務者　小島　敏幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９号
福岡市南区横手３丁目27番10号
債務者　小島香津子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県宗像市東郷１丁目７番21―605号
債務者　米倉　賢一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３３号
福岡県宗像市東郷１丁目７番21―605号
債務者　米倉　清美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部